

埼玉県児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付について

◆制度の概要

進学や就職により埼玉県内の児童養護施設等を退所（委託解除）した方が自立に必要な支援資金を借りることができます。

進学者は卒業後、就職者は退所（委託解除）後、条件として**5年間（資格取得支援費は2年間）週20時間以上**の仕事に就くことで、借りたお金の返済が不要になる制度です。



◆貸付の内容・対象者について ※詳細は貸付の手引きをご確認ください

種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額		
	退所または委託解除から5年以内の方		入所中又は委託中の方				
	進学者	就職者					
生活支援費	○	-	-	在学期間	月額 5万円 以内		
家賃支援費	○	○	-	進学者：在学期間 就職者：2年間	1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度		
資格取得支援費	○	○	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 25万円 以内 ※貸付対象額は手引きをご確認ください		

※進学者とは 大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方。※利子は、すべて無利子です。

◆申請期間

【生活支援費・家賃支援費】

- 令和4年4月からの貸付を希望する場合：令和4年3月15日（火）～令和4年6月30日（木）
- 申請時点からの貸付を希望する場合：隨時

【資格取得費申請期間】

- 令和3年4月～令和4年3月に資格取得費用が発生した場合：令和4年6月30日（木）まで
- 令和4年4月以降に資格取得費用が発生した場合：隨時



【施設や里親の方へのお願い】

「貸付の手引き」を借入希望者と一緒にご覧いただき、下記を確認した上で申請してください。

- 借入れの必要性
- 必要な手続きを毎年行えることの確認
- 学校を卒業する意思
- 5年間就業する意思 等

[問い合わせ先]

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター TEL 048-824-3370

◆借入れの相談から返還免除までの流れ

① 相 談



- ▶借入希望者は、施設等の担当職員に、資金貸付を希望する状況を**相談**。
- ▶施設等の担当職員は県社協へ連絡し、面接日程を調整。
※申請を希望する場合は、退所者等アフターケア事業を利用して下さい。

② 面 接



- ▶借入希望者、施設等の担当職員又は里親等、県社協の三者による**面接**
- ※資格取得支援費のみの申請の場合は面接不要。（申請書類を県社協に郵送）

③ 申請書類 の提出



- ▶借入希望者は、面接時に**申請書類を持参**し提出。
- ※申請書類は県社協ホームページから印刷した最新のものを使用して下さい。

④ 審 査



- ▶県社協において提出書類を確認、貸付の可否について審査。
- ※審査は1ヶ月程度の時間がかかります（書類の不備等が無い場合）。

⑤ 貸付決定



- ▶県社協より、貸付の可否について、借入希望者、連帯保証人、施設等に郵送で通知。※審査の結果により貸付けできない場合もあります。
- ▶貸付が承認された借入希望者には、県社協より**借用書等の書類**が郵送されます。
- ▶今後の手続きの書類をよく読み、**借用書や印鑑登録証明書等の必要書類を県社協に提出**。

⑥ 借用書等 の提出



⑦ 貸付金の 交付



- ▶県社協に必要書類が到着後、借用書等の記載内容等に不備がなければ、原則15日以内に貸付金を指定口座に送金。
- （生活支援費、家賃支援費については、毎月の送金となります。）

⑧ 猶予申請 (毎年)

重要! 貸付後、必ずやること

進学者	就職者
<ul style="list-style-type: none">①在学中は、毎年、在学証明書を提出。②卒業したら、1年内に就職。③就職後5年間、毎年、『返還猶予申請書』（借りたお金の返還期日を延ばす手続き）と『就業期間証明書』を提出。	5年間、毎年、『 返還猶予申請書 』（借りたお金の返還期日を延ばす手続き）と『 就業期間証明書 』を提出。

毎年、県社協より各手続きに必要な書類提出のお願いを郵送しますので、期日までに書類を提出してください。
※書類の提出がないと借りたお金を返還することになります。
※引越しなどで住所が変更になっている場合は、郵便が届きませんので、必ず連絡してください。

⑨ 免除申請



- ▶県社協より書類提出の通知が届いたら、**返還免除**（借入金を返さなくていい）**申請書類の提出**。

⑩ 免除決定！（免除決定するまでは借りているお金です。仕事を続け、毎年必要な書類を提出し、免除決定が出た時点で返済が不要になります！）